

第四章 史跡と文化財

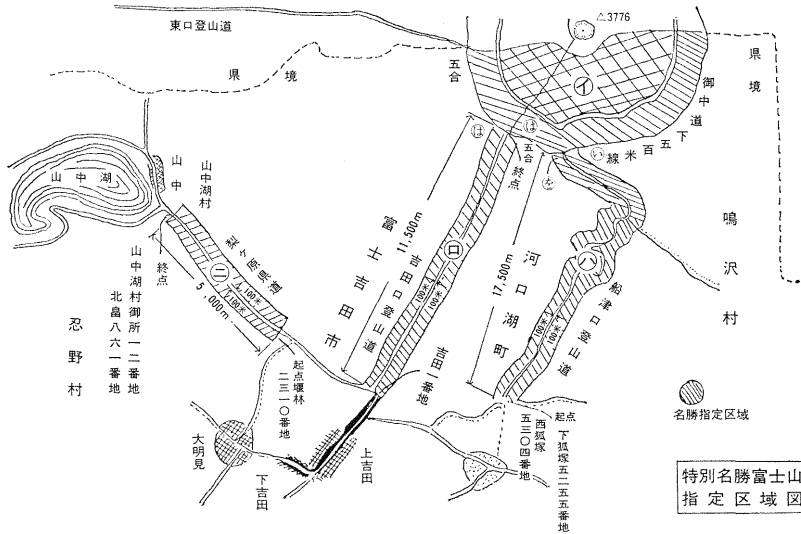
第一節 特別名勝（国指定文化財）

富士山 （富士吉田市外三ヶ町村、山梨県）
昭和二十七年十一月二十二日指定

「田子の浦ゆ打ちいでてみれば真白にぞ富士の高嶺に雪はふりける」山辺赤人の名歌であるが、日本では万葉の昔からすでに名山としての誉れが高かった。しかもこの歌は富士山の本質的な美をよくとらえたものといえることができ。富士山の名勝たるゆえんは、その山麓から山頂にいたる間に眺められる大景観ももちろんであるが、やはり周囲から眺める富士の姿形にあると考えられる。その立地条件は海辺に面し、しかも広大な山麓を有して地平線から直ちにそびえたち、三、七七六呎という日本最高の高さ、火山活動によって生まれた円錐形の典型的な秀麗な山容を、東海道あるいは伊豆半島などの海岸から仰ぐ時の絶景は、古い表現ではあるが筆舌に尽くしがたい。

なお、裏富士と俗称される北方本県側の五湖から近々と仰ぐ富士、また、御坂山脈、南北アルプス、箱根の諸山からは、山岳重疊たる彼方に君臨する富士の偉容が望見され、これまた見事というほかはない。

では富士山自体の美しさといえば、やはり世界にたぐいない円錐形火山体という山形そのものにあるであろう。この山の生成については別項富士山麓一帯の洞穴・風穴の成因に説かれているとおり、古富士火山と小御岳火山の上



『山梨の文化財』国指定編（昭和46年）による

に、約一万年前新富士火山の活動が開始され、これが両火山を埋めつくして現在の清秀きわまりない富士山が形成されたということである。この富士山一帯に分布する植物群や鳥類もまたまことに多彩をきわめ、青木ヶ原の樹海をはじめとして富士山原始林、レンゲツツジやフジザクラの群落、またはアカマツの純林、シラビソ、コメツガ、トウヒなどの素晴らしい針葉樹林、お中道あたりの高山植物などは、貴重であると同時に富士を自然の宝庫として無限に彩るものであろう。

この五合目をお中道と称し、別に天地の境ともいわれ、六合目あたりから頂上は火山灰地の雄大なスロープが展開し、視界をさえぎるものは何一つなく、前記の通り日本国土の山岳あいつらなる大景観が、一望のうちに収められ、頂上にいたり二二〇呎の深さと直径約六〇〇呎の摺鉢形火口の周辺をめぐる（俗にお鉢めぐりという）と、東南方には伊豆半島、相模灘および東京湾から房総半島までの海岸線が曲折して、繊細優美な姿を煙霧の中に遙見することができる。さらにこの登頂が夕刻の場合などは時によって雲海

に大いなる富士の影がうつり、暁天・御来迎はもろろんいうに及ばない富士登山の最大の目的でもあって、これほど自然界の神秘と雄大さを容易に味わいうる名勝地は他に比肩するものがないであろう（『山梨の文化財』国指定編昭和四十六年による）。

第二節 特別天然記念物

鳴沢の溶岩樹型

（鳴沢村鳴沢 山梨県）
昭和二十七年三月二十九日指定

溶岩樹型とは、流動性の大きい溶岩が

森林地を流れる際、立木あるいは倒木を包囲して固結するが、その溶岩の中に残される樹幹の形をした堅穴あるいは横穴をいう。また、樹木就中樹幹のなかに溶岩が侵入し、木質部が焼失するにしたがつて溶岩がその部分を充填し、樹幹の形を残して固結している溶岩をいう。

これらは型態によつて井形（堅穴）・横臥（倒穴）・傾斜（井形と横臥の間）・不動岩式（井形の一部が地上より高い形

番号	形状	口径（センチ）	深さ（メートル）	備考
①	井形	七五	二・四	
②	井形	六〇	二・九	
③	斜洞	七八	七・四……傾斜三五度・北一〇度西に向く。	
④	井形	一三五	三・六……写真1に示す。完全な円筒状。	
⑤	井形	九〇	四・五	
⑥	短井形	一二	〇・九……現在は存在しない。	
⑦	井形	六六	三・五	
⑧	井形	四〇	三・七	
⑨	双生井形	五七 六〇	二・四……二個の円筒状の幹より成る。	
⑩	横洞	七八	五・七……北五五度西に向く横穴。	
⑪	井形	一八〇	四・六	
⑫	井形	一五〇	四・五	

状)・棍棒山式(スリバチを伏せた形状で頂上が開口する堅穴)の五種類に分類され、単独あるいは複合して樹型群をなし、富士山麓にすこぶる広く分布する。

鳴沢の溶岩樹型一帯は、青木ヶ原溶岩流が徐々に薄くなり、ついにその姿を失う末端部にあたるが、溶岩流の厚さがちょうど樹型を造る程度になった部分に散布している。そのほとんどは井形樹型であるが、一部傾斜または水平のものがみられる。

第三節 天然記念物

鳴沢氷穴 (鳴沢村軽水八五三番地 山梨県)

昭和十年六月七日指定

この氷穴は鳴沢村の県有林内にあり、周囲の地表は、青木ヶ原溶岩流の表面をほぼ現しており、一般に北に二〇三度の緩傾斜を示すが、平坦ではなくわずかに凹凸がある。また、本氷穴の北方〇・五きには足和田山稜の西端部が溶岩流面に突き出ている。

本氷穴の総延長は約五二呎、長さの点では中位であるが、その形態は特異というべきである。入り口の崩落による拡張部を除き、内部には二つの大広間があり、天盤には完全な溶岩鍾乳石面が保存されている。

洞壁の形状は、氷穴入り口から平面図番号②までは、一部崩落により原形の崩れている箇所があり、ここでは溶岩層・岩滓状溶岩層・多孔質スコリア状溶岩層の互層が現れている。これら互層の一般走向は北一〇度東、傾斜は二二一度東であり、入り口近くの平面図番号①においては、北二〇度東、七〇度東の三条の亀裂により、幅一・五〜二呎前後になった溶岩塊がぶらさがっており、岩塊と天盤との間隙は約十呎で岩塊相互のかみ合いでかろうじて落下を防い

でいる状態が観察できる。しかし、平面図番号②から③の間は完全な溶岩鍾乳石面や溶岩樹型が保存されており、復路（下方の横坑）の③から水池の間もほぼ原形が保たれている。溶岩樹型が溶岩洞穴の側壁にほぼ平行して存在する点に興味がある。また、水池は天然氷を産出するが、これは富士山雪解伏流水が湧出し、氷結したもので、過去に富士天然氷として販売されたこともあり、まことに興味深い溶岩トンネルである。

富士北麓の溶岩洞穴についての概説

富士の山麓には、氷穴・風穴・御穴・洞穴などの名で呼ばれている溶岩洞穴が分布し、いままでに発見されたものだけでも大小合わせると七十余个に達し、とくに青木ヶ原溶岩流に多く、わが国の天然記念物に指定されている十四穴のうち、八穴までが富士北麓の青木ヶ原溶岩流に分布する。そこには種々の特徴がある溶岩トンネルがみられる。

これらの溶岩トンネルの成因は、富士山の新しい時期の溶岩流が流れ出した際、まず外気にふれた部分は盛んにガスを発散しながら冷固し、岩石（玄武岩）となる。それとほぼ同時にその表面に割れ目がでる。同様にまだ冷固しない下層部においても、溶岩流流動の惰性などの影響によって裂隙の生じる部分があり、それが溶岩洞穴の本源であろうとみられている。

裂隙は冷却が進むにつれて空隙をひろめ、その天井部からは、まだ冷固しない溶岩が滴下して洞穴にたまる。一般に天井はアーチ形を示し、表面には溶岩鍾乳石が懸垂する。これに対し、洞底はほぼ平坦となり、ところによっては溶岩石筍が生ずるのである。

神座風穴（鳴沢村神座八五三六番地 山梨県付 蒲鉾穴および眼鏡穴）
昭和十年六月七日指定

神座風穴および蒲鉾穴・眼鏡穴は、上九一色村富士風穴の東南約一、五〇〇呎のところにある。

この三洞穴の所在地一帯は、大室山の東麓にある背負子及び神座山の両小側火山の間を流れた青木ヶ原溶岩流の分

布地で、海拔一、二六〇呎、溶岩流は北に三〇六度の傾斜を示す。なお、蒲鋒穴は神座風穴にほぼそって分布し、眼鏡穴は神座風穴の末端近くに位置する。

神座風穴の総延長は約三五〇呎、さらに洞外の洞穴上端溝状谷を溶岩洞穴の天井陥落溶岩溝とみなすと、その総延長は六〇〇呎にも達する最長溶岩洞穴である。しかし、洞内の奥部は天井の墜落溶岩塊が散在し、狭い所が多く歩行はすこぶる困難である。洞穴内には水や氷がなく、気温は洞内外とも大差なく極めて換気の良いことはこの風穴の特徴といえよう。

本風穴にそって独立的に存在する蒲鋒穴の規模は、風穴のほぼ半分程度で、その形態は風穴と大同小異である。

眼鏡穴は小規模であるが、約二七呎を隔てて相対する二つの噴気孔を持ち、しかも、この西・南二噴気孔は、底部において相通するまことに興味深い貴重な溶岩洞穴である。

大室洞穴 (鳴沢村 山梨県) 昭和十年六月七日指定

大室洞穴は、大室山の北麓に位置する。この洞穴の方向は大体東南から西北に向かうが、現在入り口が埋没され、入洞することができないが、単純な中規模の溶岩洞穴とみなされる。

富士山原始林 (鳴沢字富士山県有林第六林班いゝろ小班、鳴沢字富士山県有林第七班い、は小班) 大正十五年二月二十四日指定

この富士山原始林は、山梨県に下賜された元御料林の一部であったものである。

規模は富士山北麓の上九一色村本栖の大室山、精進湖より小御岳に至る林道の両側などをも含めた広大な地域の大原始林で、景観上はもちろん、天然記念物ならびに学術上からみてもその価値は高い。

樹種はツガ、コメツガ、ヒメコマツ、シラベ、カラマツ、ヒノキ、サワラ、トウヒ、イラモミ、ウラジロモミ、ブナ、ミネバリ、アサダ、ミズナラ、サワシバ、ハウチワカエデ、カジカエデ、コハウチワカエデ、イタヤカエデ、ウ

リハダカエデ、チドリノキ、ミズキ、カツラ、サワグルミ、ホオノキ、ハリギリ、クロカンバ、フジザクラ、クロソヨゴ、アセビ、ツルシキミ、ツルアリドウシ、キッコウハグマ、トガスグリのほか多数からなる原始林である。

故篠原博都留文科大學教授の詳細な調査によれば、この植生構成は、高木層ではツガ七〇%、ヒノキ二〇%、その他一〇%で、針葉樹十六種、落葉広葉樹三十一種。低木層ではソヨゴ、クロソヨゴ、アセビをはじめとする二十五種。草木層ではコケモモ、ツルシキミ、ツルアリドウシ、キッコウハグマ、トガスグリを含む三十六種。コケ層でミヤマハチゴケほか四種。つる植物でツルデマリほか二種。着生植物ではノキシノブほか八種をあげることができるとしている。

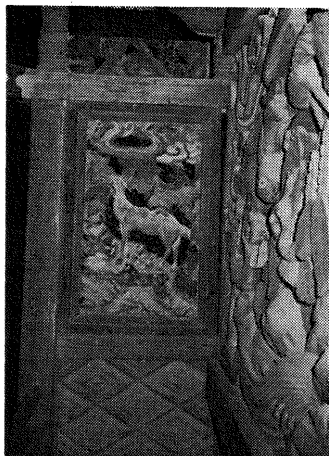
いづれにせよ特異な溶岩上に発達・適応した極生相の森林で、南アルプス、秩父山塊方面のオオシラビソ、シラビソ、コメツガ、ブナ、イヌブナ、ウラジロモミ、ツガ、アカマツなどを主とする森林とは異質のものである。

第四節 村指定文化財（有形文化財）

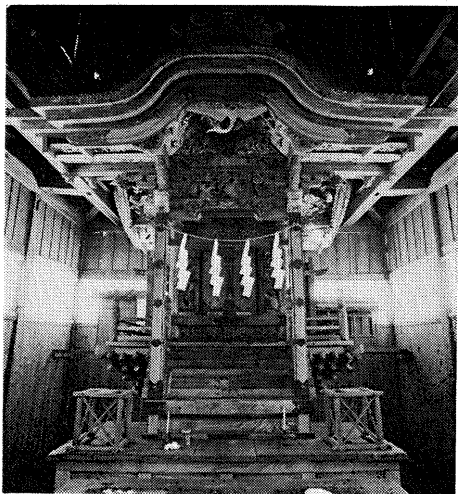
春日神社本殿

（鳴沢村八〇七三番地）
昭和五十六年九月二十一日指定

天児屋根命を祭神とする春日神社の創建や沿革についての詳細は明確を欠くが、『甲斐国志』は社地三段三畝拾五歩、本村の産土神とされ、『日本社寺明鑑』には長元年間（一〇二八―一三三七）平忠常謀反の折、源頼信が勅を奉じてこれを征すに当たって、家臣某（一説に饒田氏）が戦捷を祈願されたところ、不思議にも一戦によって平らげることができた。彼はこの村に居住し、長暦二年（一〇三八）その報贓のため社殿を造営されたという。明和八年（一七七二）に社殿が再興され、降って明治四十年二月（一九〇七）神餅幣帛供進指定神社となった。



脇障子(左側)



春日神社本殿

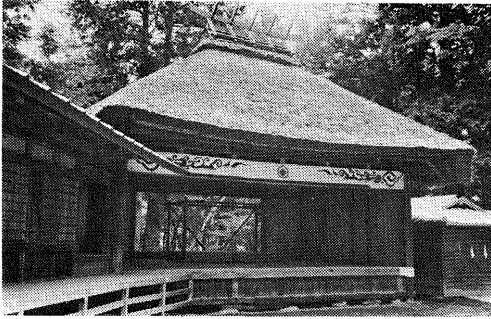


海老虹梁を中心とした見上げ



身舎軸部の正・右側面細部

明和再建(棟札)の現本殿は、一間社流造、屋根柿葺。正面に軒唐破風付の向拝を設け、浜床を備える。身舎は円柱、桁行一一四桱、梁間一〇二桱。四面に縁長押、内法長押をまわし、頭貫を通して先端に木鼻をつけ、さらに台輪をおく。架構は三手先の斗枅を組み、詰組とし、その左右に裏股を入れる。正面は小脇柱に小脇板構とし、中央に八双金具付の両開板戸を釣りこむ。両側面と背面は板壁でその全面を彫刻で飾る。なお、正側面には腰組によ



八幡神社舞殿

つて支えられた高欄付の埴縁をめぐらし、両側の後端に彫刻の施された脇障子をたて、正面に擬宝珠親柱付の昇高欄をもつ木階の五級を設け、階段をおりた前面に浜床を備える。

軒は板軒で椽を欠き、その全面を雲形彫刻で飾る。この同類として県内では他に恵林寺開山堂(元文五年・一七四〇)一棟があるだけである。妻は虹梁太瓶束式、破風板に蓄懸魚を着ける。

向拝は一間、柱は几帳面取りの方柱である。桁行に太めの虹梁を架し、木鼻には獅子の彫刻をつける。柱上に大斗を置き、実肘木付の出三斗を連繫した組み物で丸桁を支え、斗栱間の全面を彫刻で埋める。さらに丸桁から左右一對の菖蒲桁をだし、輪杵ぬきの板軒としこれにも彫刻を施す。前面の唐破風には鬼毛通として鶴の彫物を懸ける。身舎とは海老虹梁で繋ぎ、木鼻に獅子頭の彫刻をつける。

この建物の特徴は、随所に施された、ゆたかな意匠とすぐれた彫技による彫刻装飾にある。しかも、江戸末期における固定化の情勢下にあつた社寺建築の動向をふまえながら、全体的には均衡を失わず、よく工人の力両が発揮されている点、貴重な遺構というべきである。

八幡神社本殿及び舞殿 (鳴沢村三三三番地)
昭和五十六年九月二十一日指定

祭神は応神天皇で創建は慶長年間(一五九六〜一六一五)と伝えられる。寛政年間(一七八九〜一八〇二)集落の大火で社殿、古記録など一切を焼失、詳細は明らかでない。

文化十四年(一一八七)には拝殿が竣工、降って文政八年(一一八二五)正月二十



魔王天神社



薬明王大権現石碑

盛んな興行がみられたという。

薬明王大権現石碑

(鳴沢村三八八六番地)
昭和五十六年九月二十一日指定

碑高八〇寸、幅三九寸、厚さ四三寸。材

石は玄武岩。村内最古の石造物で、碑面に

「建長五年癸丑三月廿七日」(一二五三)

の刻銘がある。

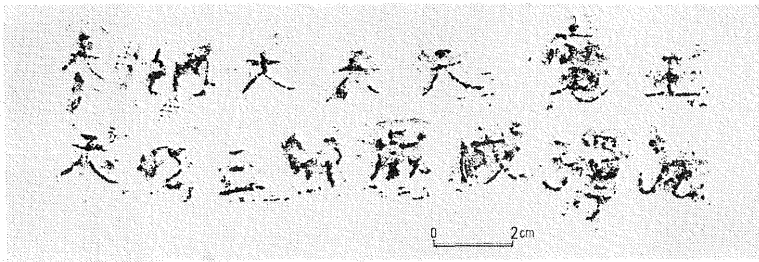
これは平安中期のころ確立をみた本地垂迹説の盛行に伴い、本地の薬明菩薩が、薬

九日に本殿の完成をみた。当本殿は近代作であるが、唐破風付きの向拝をもつ一間社で三手先の斗栱を組み、華やかでかつ入念な彫刻によって装飾され、よく整備された名建築である。

なお、境内の舞殿は、茅葺の建物であるが、歌舞伎の本格的な舞台である。これには比較的類例の少ない、いわゆる茶落操作の回り舞台の構えがある。住民多数の信仰にも支えられた娯楽施設として注目されている。昭和の初期ごろまでは



魔王大六天に奉納された茶釜



「奉納大六天魔王・天明三卯歳・成沢郷」(小林美知拓)

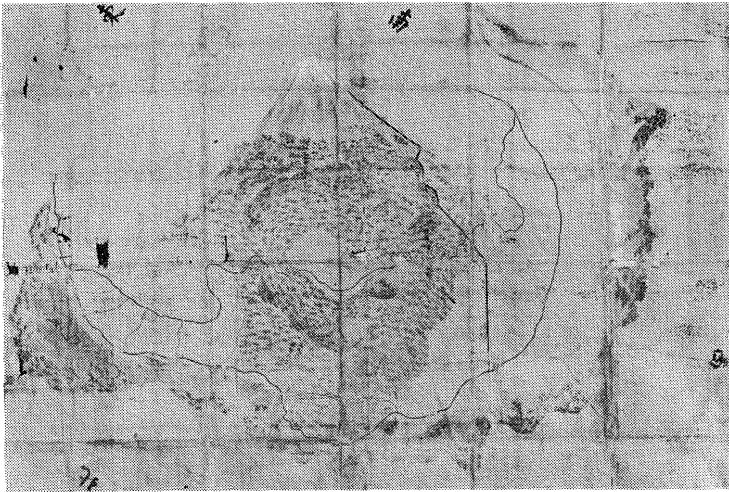


図 状 許 載

明王大権現としてこの地に姿を現したものである。この地方の古い信仰を示す遺品であると同時に、金石文の上からも貴重といえる。

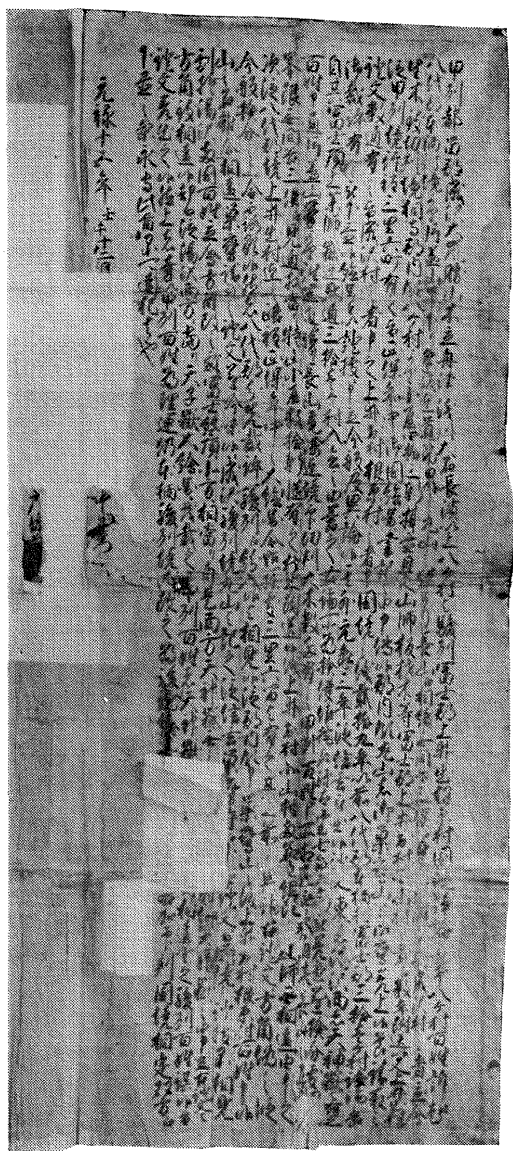
魔王天神社

(鳴沢村七五八五の二番地)

昭和五十七年七月十六日指定

祭神は経津主神で、例祭日は四月十八日である。『日本社寺明鑑』に「八代郡下部、熊野神社ノ亥方ニ方ル約十間ノ所ニアリ、承和三年九月修理大夫正信ノ創建ニシテ、享禄元年神慮ニ依リ現社地ニ遷宮ス」と記されている。

戦時中は近郷近在から武運長久祈願のため参詣人で大いに賑わった。また、境内には風の神社、瘡瘡神、小御嶽本宮が祀られている



元禄14年の国境論争裁許状裏書

が、このうち小御嶽本宮は『甲斐国志』によれば「前略此社中ニ古太郎坊ノ小祀アリ後富士ノ中腹小御嶽ニ遷シテ小御嶽権現ト称ス」とある。村では、魔王大六天といつて親しまれている。

元禄裁許状 (鳴沢村一五七五番地)
昭和五十八年二月二十八日指定

貼り合わされた楮紙、縦一五六考、横二四〇考。本文十六行、七百八十字。裏面の着彩見取図に裁定の国境線を墨筆で記し、その線上に裁定者の印がある。

本状は濃茶褐色漆塗りの箱に収納され、さらにこれを厚い和紙袋に入れて保管している。この裁許状は、甲駿の国

境紛争に端を發したもので、元禄十四年（一七〇二）以前から片蓋山近くの天神山までは駿河領であると主張していた駿州の根原・上井出両村の百姓が、しげく越境して来たばかりか、従來の論議をむしかえしてきたので、成沢村外七ヶ村がごぞつて反論し、訴状を谷村の代官所に提出した。提訴から一年八ヵ月後の元禄十五年十二月四日、幕府のこの裁許状によつて論争に結着がついた。検分の結果を総合すると、甲州の百姓の言い分が理になつてゐる。よつて本栖と駿河境も改めるとともに、絵図面に墨線を引き、それに加印して国境を確定したものである。

これにより、秋の農作業を終えたと早速山稼ぎに移るといふ、当村にとつてかけがえのない働き場所が他国に奪われることなく、確保されたのである。当村にとつてはまことに重大な事件であつたわけである。

国境論争に対する幕府直々の裁許状は珍しく、しかも村民の生活のかかつていた歴史資料として貴重である。

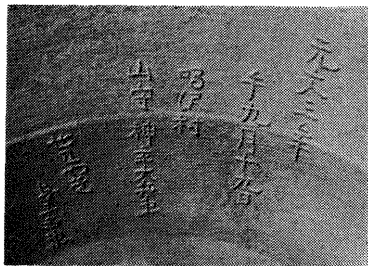
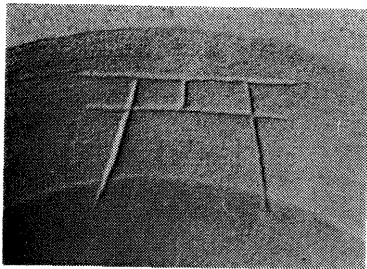
第五節 有形民俗文化財

湯立の釜

（春日神社鳴沢村八〇七三番地
魔王天神社鳴沢村七五八五番地）
昭和五十八年二月二十八日指定

湯立とは、神前で釜に湯をわかし、清めのために笹でその湯を振りかける神事である。

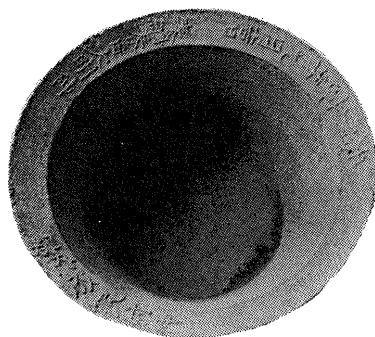
通例湯立の際は、巫女が笹を持つのが古態であるが、神主、法印などがこれにかわる場合もあり、当村では神主がこれを行った。このふりかける行法の反復によつて、巫祝が自らあるいは傍の一人に神を憑らしめ、その人のことばを通じて神の心を得ようとしたごとくである。この笹はいわゆる幣束と同様「神力の表示」であり、これを湯に浸してそそぐのは、神命を聴けとの指令の姿であつた。古代の人は忌みや穢れを極端に嫌つた、それは人の命をむしばむ



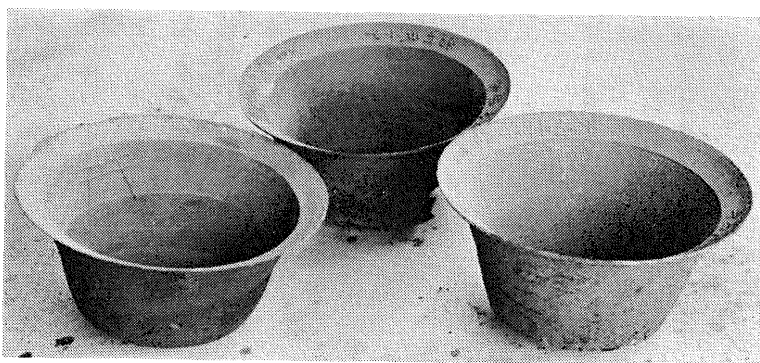
「元文三年午十九日鳴沢村山守神主六兵衛せわやき与三兵衛」、銘入りの湯立の釜
 (右)、左は鳥居の陽鑄銘。



安政二年の陽鑄銘



天明五年の陽鑄銘



鳴沢村民俗資料庫に保存されている湯立の釜

ものと考えたからである。湯立は、それを破う一つの方法で厳肅に行われた。この神事に使うのが湯立の釜である。鳴沢村には現在、次に略記するときいづれも鉄製のこの種の釜四口が珍藏されている（法量の単位特財）。

村の古老によれば「山から松の巨木を切り出し、道祖神場にカマドを造り、釜を乗せて湯を沸かす。神主は神事のあと、笹を束にした箒状のものを沸騰した湯につけて群集にふりかけて、厄払いのしるしとする。それが終わって神主は湯の中に手を入れるが、決して火傷はしなかった。これは神威を示す行為であると思われる」。

いつのころからか一括道祖神場で行われるようになり、さらにそれが中断されているが、その貴重な釜が現在総合センター（郷土資料室）に移管、保存されている。

これら湯立の釜は、年代の明確な、しかも縁あるいは内面にすぐれた陽鑄銘をもつもので、この地域に長い間行われてきた民俗の一端を物語るものであり、まことにすぐれた有形民俗文化財といえるべきである。

- ① 外径五九・三 内径四八・五 高さ三三・三。内面に次の陽鑄銘がある。「元文三年 午九月十九日 鳴沢村 山守神主 六兵衛 せわやき 与三兵衛」(一七三八年)なお、銘文の対向面に鳥居一基が同様に陽鑄されているのも珍奇といえよう。
- ② 外径五八・五 内径四七・八 高さ三四・五。「天明五乙巳年九月吉日 奉納春日大明神 郡内成沢村仲」(一七八五年)の陽鑄銘がある。
- ③ 外径六〇・〇 内径四八・五 高さ三二・三。「安政二年卯九月吉日 奉納大六天神 願主 当村氏子中」(一八五五年)、これも陽鑄銘である。現在底の一部に欠損がある。
- ④ 外径七〇・三 内径五八・〇 高さ四九・〇。無銘であるが最も大きい。

第六節 無形民俗文化財

鳴沢の太神楽 昭和五十七年七月十六日指定

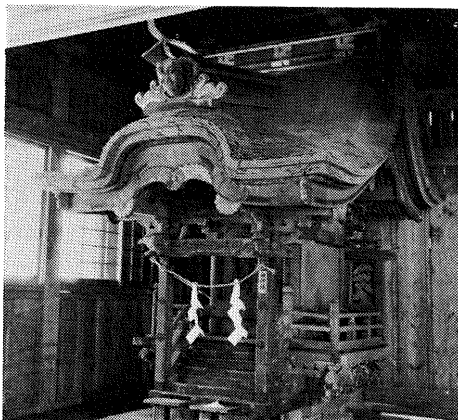
この神楽は、当村に伝わる数少ない芸能遺産である。民俗学者後藤義隆氏によれば「神楽は正確に伝えられ、よく古様を存し、とくに九字の切り方に特徴がある。また、猿田の舞、国固めの舞などにみられる呪法は貴重である」とされている。

安政三年（一八五六）三珠町から、ふじ屋の源右衛門が神楽の師匠を招いて実演したことに始まるといわれる。爾来源右衛門らの熱意が逐次受け継がれ、現在で六代目の神楽人に伝承されたものである。いま神楽継続保存会十数名によって護持されている。

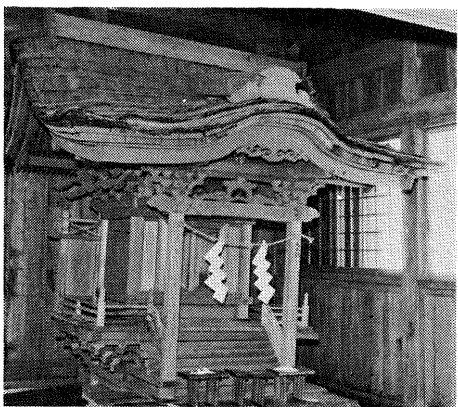
神楽は次のような順序で行われる。

- 。祝詞奏上 。よせ太鼓 ①乙の舞 ②五行の舞 ③布刀玉の舞 ④うずめの舞 ⑤猿田の舞 ⑥事代主の舞 ⑦国固めの舞
⑧須佐之男の舞 ⑨金山の舞 ⑩岩戸の舞 ⑪弓の舞 ⑫乙の舞 。よせ太鼓 。千秋楽
- 詳細は民俗関係の項にゆずる。

後藤義隆著『鳴沢の太神楽』（昭和五十七年三月三十一日） 鳴沢教育委員会 参照



山神社本殿



天王社本殿

第七節 その他の文化財（有形文化財）

山神社本殿

春日神社拜殿内の左右に小規模の社殿二棟が拝される。

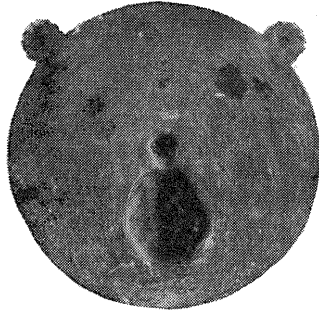
向かって左方は「山神社」と称され、一間社流造、屋根柿葺。桁行六四・〇桝、梁間六〇・〇桝で唐破風付の向拝を備える。春日社本殿にくらべ簡素ではあるが、総じて建築年次はやや下るものと推定されている。

天王社本殿

その二は右方の天王社で、山神社同様一間社流造、唐破風付向拝を設け、桁行七三・五桝、梁間六〇・〇桝。正・側面に腰組に支えられた樽縁をめぐらし、両側端に脇障子を建てる。正面に昇高欄付の木階を備え、前面に浜床があ



春日神社御正体（表）



（裏面）

る。妻飾は豕扱首式、屋根は松皮葺である。

この建物は彫刻による装飾を避け、簡素であり、また、細部の手法もすぐれ特に唐破風の至極古風な姿は注目され、おそらく江戸初期を下らない本村最古の遺構として注目されている。

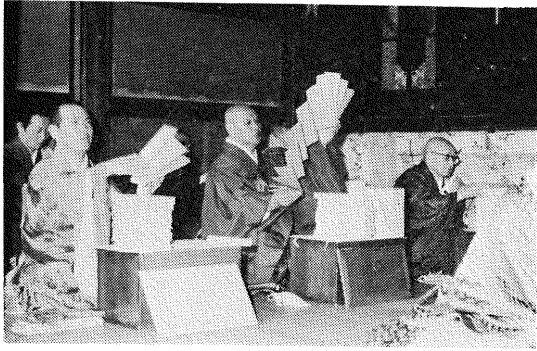
春日神社の御正体

御正体とは、銅や木の鏡板に神仏の御影・尊名をあらわしたものである。

これは鏡を御神体とする、わが国古来の習俗に本地垂迹の説が浸透するにつれて、とくに盛行をみたものである。天福元年（一一三三）の櫛形町穗見神社の御正体（昭和四十年県指定）、正応三年（一二九〇）の若草町法善寺現蔵の八幡本地仏懸鏡（昭和五十四年県指定）などよく知られている。

春日神社の御正体（懸鏡）もその好例である。鏡板は銅製、円形で径一八寸周囲に覆輪をめぐらし、内に総高約八寸ほどの騎鹿の春日神像を鏡体と一鑄で造形されたものである。なお、両肩にあたるには懸垂用の座を設けてある。本殿の奥深く奉懸したものである。

全体としての均衡は必ずしも良好とはいえないが、推定江戸中期の制作とみるのが常識であろう。当社にはほかに「鳴沢村仲」から奉納された、天明五年（一七八五）在銘の湯立の釜一口（現在村の郷土資料館に保管中）もあり、その項で概説されているが、陽鑄在銘の名品多数が残されている。懸鏡と無関係とはいえないであろう。



転読（通玄寺・大般若経）

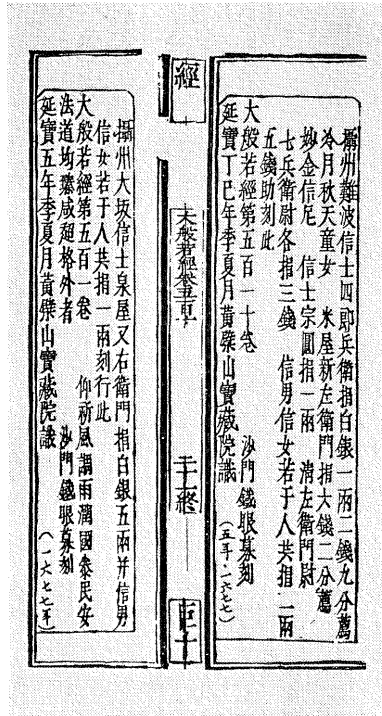
版本大般若経（通玄寺蔵）

この経典は大品般若経ともいわれるが、詳しくは「大般若波羅蜜多経」で、史家の資料としても貴重な『大唐西域記』の著者、唐僧玄奘（六〇一〜六六四）が勅を奉じて梵本から漢訳したもので、一切の諸法は皆空であるとの思想を明らかにしたものである。

中国では翻訳の完成した高宗の竜朔三年十月（六六三）に齋会を設けて講讀された。これが「大般若会」の始めとなり、わが国でも勅命によって古くから行われ、国家安穩と除災招福のため大寺では毎年の恒例となったが、大藏経中最も浩瀚なため、七日から数カ月にわたるか、万僧、六百僧などと多くの人数で行われたが、後世は各巻の表題と数行のみを読誦し、あとは折本をサラサラと聞き流して次に進む方法を採用するところから、大般若転読ともいわれるようになった。

また、写経は、その功德から平安・鎌倉時代を通じて貴賤僧俗を問わず盛んに行われ、甲州では建長六年（一二五四）の奥書がある重要文化財の若草町法善寺本五百六十一巻（明治三十八年指定）がある。經典の需要が増すにつれ、大陸からの輸入もままならず、わが国独自の春日版などが刊行されるようになった。弘安六年（二二八三）校合の境川村実相寺本（昭和五十年県指定）はその一例か。

戦国の争乱も収まった江戸初期、文連の隆昌から需要の急増に伴って出現したのが天海版や鉄眼の一切経版である。天海（慈眼大師・寛永二十年・一六四三・寂）は徳川家康に崇敬された高僧である。寛永十四年（一六三七）一切経の



黄檗版（鉄眼版）一切経刊記の一例
（巻第501・510）

校刻を企てて十二年後に完結した。それが天海版一切経で、久遠寺所蔵の大般若経には明暦二年（一六五六）の奥書がある。

鉄眼（宝蔵国師 天和二年・一六八二・寂）は肥後熊本の人で、十三歳で出家するが、將軍家綱の招きに応じて承応三年（一六五四）に来朝し、のち宇治に万福寺を建て日本黄檗宗の開祖と仰がれる隠

元（寛永十三年・一六七三・寂 歳八十二）に謁した。その後大蔵経の開刻を発願し諸方に資金を募って、寛文九年（一六六九）から十余年の歳月を費やしてついに完成した。これが鉄眼版一切経である。その版木四万八千二百七十五枚（昭和三十二年 重要文化財指定）は京都府宇治の黄檗山の宝蔵院に納められている。

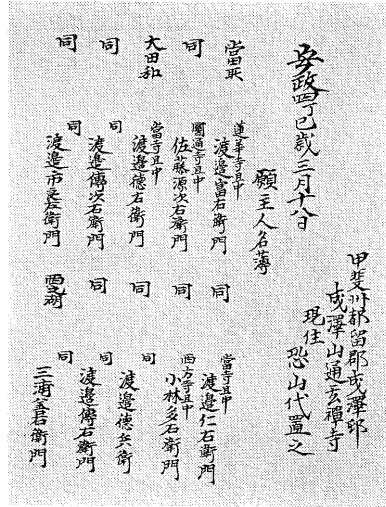
通玄寺所蔵のこの大般若経は縦二七・四寸 横八・二寸の法量をもつ折本で、前記の「鉄眼版」六百巻である。安政四年（一八五七）三月十八日、時の住持忍山師の折什物として整備された。当所（成沢）の蓮華寺且中渡辺富右衛門外九人の願主の努力もしのばれ、各巻の奥書によっても遠近の檀信徒それぞれの熱意篤信の結果で、元祖代々の精霊を慰め、無病息災を念じ、また、養蚕の豊作・商売繁盛・子孫長久の願いをこめての寄進であった。応募の範囲は郡内一円で、当時の村成沢が百二十一人、大和田五十九、西之湖十四、下吉田五、舟津三、長浜二、大明見・小明見・大嵐各一の計二百七人となっているが、最多の応募者は願主人名簿の末尾に記された西之湖の三浦善右衛門で次記の



紙本著色仏涅槃図

の某氏ら三人で寄進されたものも含まれている。
 なお、寺にはこの他に大般若經の巻第五七八にあたる、「第十般若理趣分」がある。これには「貞享二年歳在乙丑正月穀旦 慈海宋順 校合 洛陽書林伊藤次郎兵衛刊行」(一六八五)の刊記がある。施主は成沢村の小林幸助で、文化十四丁丑年九月吉辰(一八一七)、通玄寺住山 保山代に寄進されたものである。

紙本著色仏涅槃図(通玄寺藏)



四十巻にも達する。

甲斐州郡管那或津郡
 或摩山通玄禪寺
 現住 忍山代置之
 願主人名簿

菅原 道善寺中
 渡邊宮右衛門 同
 團圓寺中
 佐藤源次右衛門 同
 菅野五平
 渡邊徳右衛門 同
 菅野五平
 渡邊徳右衛門 同
 渡邊市左衛門 同
 菅野五平
 渡邊仁右衛門 同
 西方寺中
 小林五右衛門 同
 渡邊徳兵衛 同
 渡邊傳右衛門 同
 三浦善右衛門 同

卷第五六一〜五七〇、五七一〜五八〇、五八一〜五九〇、五九一〜六〇〇。二十巻 村の利右衛門 同姉二三一〜二五〇。忠五郎同妻一〇一〜一二〇。
 十五巻 村の浅右衛門三三六〜三四〇。
 十三巻 村の半左衛門一九一〜二〇三。
 十巻 村の源八郎母三一〜四〇。清之照五一〜六〇。友右衛門七一〜八〇。忠五郎同妻一〇一〜一一〇。善左衛門一八一〜一九〇。
 利右衛門二三一〜二四〇。利右衛門同妻二四一〜二五〇。民右衛門二八一〜二九〇。善右衛門三二一〜三三〇。銀藏四一一〜四二〇。西之湖の善兵衛姉五五一〜五六〇。

この仏画は、釈迦が印度の拘尸那揭羅において、大涅槃に入る状態を描いたものである。寺院では毎年二月十五日の涅槃会に、この図を掲げて釈迦を追慕供養する法養を厳修するが、日本では貞観二年（八六〇）以来行われてきたという。

わが国最古の仏涅槃図は、和歌山県金剛峯寺の応徳三年（一〇八六）の名画（昭和二十六年 国宝）があり、県内には中世のもとに永享七年（一四三五）の重要文化財石和町大蔵経寺本（大正五年指定）や、弘治二年（一五五六）に穴山信友が寄進した、南部町円蔵院本（昭和五十八年県指定）など高名である。

通玄寺所蔵のこの仏涅槃図は、紙本着色で、軸装である。図様は四枯四栄の沙羅双樹の間に頭北面西、臨終の釈迦が床台に大きく横たわり、枕頭に近く弥勒・地藏・観音・文殊らの菩薩、羅漢・八部衆・十大弟子をはじめ、王侯貴族や庶民・動物にいたるまで参集して、入滅を悲しんでいる。画面の上部には忉利天から雲に乗って急ぎくだる摩耶夫人や勝音天の姿がみえるという、通途の内容である。

この仏画には確たる伝承も記録も残されていないが、至極入念なもので、成立は江戸中期と推定されている。

観音堂の千匹馬（通玄寺境内）

臨済宗通玄寺の境内「展郷望」に、四国・西国・秩父と百観音をおまつりした観音堂がある。

ここは、鳴沢全村はもとより、秀麗富岳も一望におさめられる景勝の地であ



百番観音 西国・四国・秩父（観音堂）



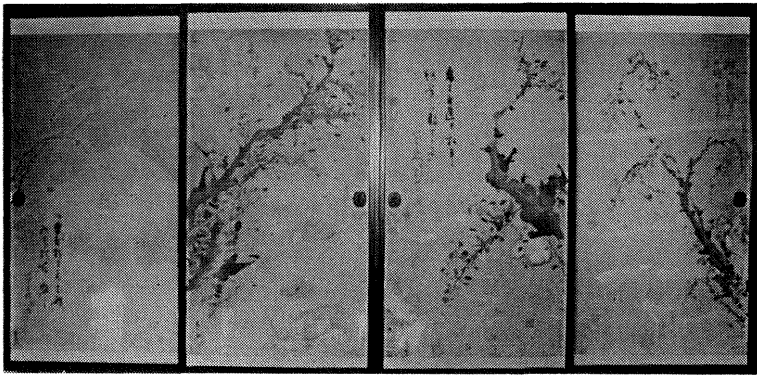
氷堂画千匹馬（観音堂）

り、そこに建つ観音堂（三間×四間）の内外を飾るのが絵師氷堂の献納になる力作「千匹馬」で、明治二十二年（一八八九）完成の大作である。

かつては堂の内外に掲げられていたが、去る昭和三十四年の七号台風で、軒下のものは惜しくも失われ、いまは堂内のものだけが保存されているが、絵師氷堂の力両を物語っている。献額は左右両面と前方の三面にわたって懸けられ、画面は縦〇・七七呎、横幅はあわせて一四・八呎にも及ぶもので、枠取りされた板に布を貼り、極彩色を施した駿馬の百相千態で、筆勢非凡、まったく他に類例をみない逸作である。村の古老によれば「この観音菩薩は、古くから無病息災、養蚕繁盛のみ仏として靈驗殊勝、とくに四月十八日の縁日には郡内各地はもとより、道を遠しとせず、河内地方、特に駿州からも信者多数が雲集したという。絵師氷堂は一年有余滞在して絵筆をふるうのであるが、今も明らかのように、画面に短冊形に余白を残しておき、つぎつぎと参詣喜捨する信者の芳名を書き入れたという。完成の直後飄然と村を去られた。

なお、千匹馬揮毫に賛同された遠近の篤信者については、小林美知氏の詳細な研究が知られている。大要は次のごとくである。

絵師氷堂について河西一江氏は「津向の文吉は八丈島（流刑地）在島二十一年、その間寺子屋らしいものを開いて子供らに教え、また、得意の医術をもって人々を救ったという。五十七歳で明治維新を迎え、村に帰って旅籠「津向屋」を営むが、そのころ先妻（安政二年・一八五五・没 七十三歳）の子栄吉を江戸の在、千住から郷里に呼び寄せて、自分は長女の婚



氷堂画・座敷襖絵（四季の梅）

家に近く居を構え「帰国屋」と称し余生を送った（明治十六年・一八八三・
没 七十三歳）。

さて、津向屋を継いだ栄吉、後の氷堂春信である。父に似てすこぶる多才であり、かねてから書・画に親しみ、苦心研鑽の末ついに一家をなして「氷堂」と号し、大いに活躍されるのである（「津向の文吉」昭和五十一年『六郷の里』上 六郷町教育委員会）。

いま宮沢家で所蔵する氷堂の記録『画注文認控』（明治二十六年十月三十日〜同二十八年一月）は、僅々二カ年未満の資料ではあるが、軸物（聖徳太子・日蓮祖師像・高砂・花鳥・梅図・恵比須大黒図）や建築関係（花天井・天井画の竜）などと注文の殺到が知られる。また、『梅画詩法』 紀元二千五百

四十三季（一八八

三）と表記された

和紙横綴じの冊子

には、書画とくに

氷堂の愛されたと

みられる梅に関する

基本的修練画技

備忘録ともいふべ



氷堂画・恵比須大黒図

き、注目されるものがある。いま六郷町内に残された作品は少ないが、家に在っても絵筆をふるい、他郷に出でては名作を生んだ。その一は南部町本郷寺本堂の天井画竜であり、その二が当村通玄寺観音堂のこの千匹馬である。

なお、長期の滞在中に残され、しかも、もつとも得意とする梅図と、しばしば筆を染めたと伝えられる恵比須大黒図をかかげる。いずれも渡辺和一郎氏の現蔵の名品である。

(植松又次)